

平成20年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成20年3月12日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 副議長辞職許可について
- 日程第3 議案第2号 本巢市後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第4 議案第3号 本巢市うすずみふれあいプラザ条例について
- 日程第5 議案第4号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 本巢市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第14 議案第15号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第16号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第17号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第18号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第19号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第20号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算について
- 日程第21 議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第23号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第24号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第25 議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第26 議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番 黒田芳弘

2番 船渡洋子

4番 白井悦子
6番 高橋勝美
8番 道下和茂
10番 中村重光
12番 若原敏郎
14番 後藤壽太郎
16番 大熊和久子
18番 戸部弘
20番 遠山利美

5番 高田文一
7番 安藤重夫
9番 浅野英彦
11番 村瀬明義
13番 瀬川治男
15番 上谷政明
17番 大西徳三郎
19番 高橋秀和
21番 鵜飼静雄

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長兼 根尾総合支所長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号20番 遠山利美君と21番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 副議長辞職の許可について

○議長（瀬川治男君）

日程第2、副議長辞職の許可についてを議題といたします。

本日、浅野英彦君から副議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、浅野英彦君に退場を求めます。

[9番 浅野英彦君 退場]

まず、書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願。議長 瀬川治男殿。私は、さきの市長選挙において副議長職のままで出馬・不出馬の行動をしたことについて一部議員より批判の声があると聞き、それも考え、そして一理あると判断し、3月10日の議会全員協議会で陳謝させていただきましたが、その後も批判の声が聞こえてきますので、副議長職を3月26日付をもって辞職したい旨、願ひ出ます。平成20年3月12日、本巣市議会副議長 浅野英彦。以上です。

○議長（瀬川治男君）

お諮りします。浅野英彦君の副議長辞職を許可することに……。

[「議長、その前に」と呼ぶ者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

採決する前に一言申し上げたいと思うので、許可いただきましてありがとうございます。

今、書記の方から朗読いたしましたこの文面を見ますと、副議長職のまま出馬・不出馬の行動をしたことについて批判があるというふうに述べています。でも私たちは、きょう副議長の辞職勧告決議を提出しました。その中で私たちが述べているのは、主に2点です。

一つは、市長選挙の直前に彼が配布したビラの中で、他陣営を一方的に中傷している。もう一つは、特定の候補者を上げて投票をお願いしますというような、公職選挙法上、疑義があると思わざるを得ないような文言が含まれていた。そういったことについては、やはり社会的な、あるいは道義的な責任をとるべきだということで述べています。この副議長職のまま出馬表明をしたことについて言っているわけではないということを明確にしておきたいと。ただ、いずれにしても辞職をするということについては同意なので、これが承認されれば、提出した決議案については取り下げる用意があることは、あわせて申し上げておきます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

お諮りします。浅野英彦君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、浅野英彦君の副議長辞職の許可については、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

副議長辞職の許可についてが終了しましたので、浅野英彦君の入場を許可します。

〔9番 浅野英彦君 入場〕

浅野英彦君に申し上げます。浅野英彦君が副議長を辞職することについては許可することに決定いたしました。

浅野英彦君は、登壇をし、ごあいさつをお願いいたします。

○9番（浅野英彦君）

ただいま許可をいただき、ありがとうございます。

12月、3月と、3月定例会半ばですけれども、私のなした行動によることだと思っております。本場に許可をいただき、ありがとうございます。あと2週間ありますので、何とぞ無事に議会が済むよう、よろしく御協力のほどお願いしてあいさつにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開します。

日程第3 議案第2号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第3、議案第2号 本巣市後期高齢者医療に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第3号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第4、議案第3号 本巢市うすずみふれあいプラザ条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第4号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第5、議案第4号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第6、議案第5号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第6号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第7、議案第6号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第7号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第8、議案第7号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第8号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第9、議案第8号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第10、議案第9号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第11、議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、産業建設委員会に付託し

たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第12、議案第11号 本巢市学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第13、議案第14号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

5点ですので、まとめて申し上げます。

第1番目は、12ページに個人市民税の増額補正がございます。これについては、定率減税の廃止などによる影響額だと思います。ちなみに、ちょうど1年前のときにもいろいろ質問しましたけれども、19年度予算で、この定率減税の廃止による影響額が6,820万円というふうに言われておりました。これに、さらに今回の4,236万円が主な理由として増額になるのかなというふうに思いますが、そうしますと、例えば19年度の決算で、個人市民税の現年度分を見ますと12億9,477万7,000円ということで、今回の補正をしますと18年度決算と比べると22%、2億8,000万円余りの増ということで、これだけ市民の負担がふえるということになるわけでありまして。その一方、地方特例交付金が減額されてくる状況はありますけれども、いずれにしても、市民にとっては収入がふえなくて

も税金がふえるという結果になっているわけであります。

このことについて、昨年3月の議会で質問をいたしました。増額分については、やっぱり市民に還元すべきではないかというようなことをお伺いしましたが、そのときに、総務部長がこのように答弁していただいております。

税の収入が増加すれば、当然財政運営に余裕が出てくると、その分市民の方々からの要望にこたえていきたいということで、今後計画しておりますソフト・ハード事業の財源に充当していきたいと、そういう考えを持っているというふうに答弁をいただきました。藤原市長になって、今の段階でじゃあどうだというふうに言うつもりはありません。6月議会で藤原カラーがいろんな形が出てくるというように思います。それまでにいろんなことを考えていかれると思うので、そういった中で、この立場を堅持し、こうした財源の充当の計画を立てていってほしいということで、改めてお考えをお伺いしておきたいと。これは、総務部長、あるいは副市長で結構です。結構ですという失礼ですが、副市長さんをお願いした方がいいかもしれませんね。それが第1点目です。

2番目ですが、今度は13ページで、13ページとは限りませんが、国庫負担金の児童福祉費負担金、母子生活支援施設の措置費、これが、ほとんど減額になっています。これについて、県の負担金もあり、これは国が2分の1、県、市が4分の1ずつというもので、全体の支出としては、当初予算が353万6,000円を見ておいて、今回合わせてマイナス324万1,000円という状況であります。これについては、利用数の減のためというふうに説明を受けました。そういう中で、岐阜県内にどれだけ施設があるのかなということでホームページ等でいろいろ見ておきますと、県内には公立の施設が三つ、社会福祉法人の施設が二つ、合わせて五つの施設があるというふうに載っておりました。この状況を見ると、利用の減ということは間違いはないんでしょうけれども、単に利用の減だけにとどまらず、利用をしたいけれどもできないという状況があるのかなのか。本当に需要がなくてこういう状況が生まれているのか、そのあたりのことをわかれば教えてほしいと思います。

三つ目は、20ページで老人福祉費がありますが、その中の介護保険サービス事業補助金がマイナス657万4,000円、これは登録ヘルパー制導入による人件費の減だというふうに、これも説明を受けました。正規のヘルパーを減らして、登録ヘルパーで対応するという事になっていくんだらうと思いますが、今ここでふと思えますと、今、日本どこでも非正規雇用の増大ということが問題になっています。そういった中で、貧困の広がり、格差の広がりということが社会問題になっていますが、そういったことをふと思ひまして、こういうやり方がどんどん広がっていくことがいいのかどうかという疑問を若干持ちましたが、その実情等をお聞かせ願いたいと思います。

四つ目ですが、21ページの環境衛生費の中で、温室効果ガスの排出量算定委託料が34万9,000円全部減額になっていますが、その理由として委託内容の見直しというふうになっておりますけれども、一般的に委託内容の見直しというと、減額とか増額とかあるにしても、全部なくなるということとはなかなかないんですが、これは、もうちょっと理由の書き方が違うんじゃないかなという気がしますが、その詳細について教えていただきたいと思います。

最後ですが、24ページに観光費で、財源内訳の変更で繰入金400万円マイナスになり、一般財

源が400万円増額になっています。ちなみに、歳入の方の繰入金のところを見ますと400万円の減額で、うすずみ温泉の改修事業費の減によるというふうになっています。したがって、この観光費のところを見ますと、財源内訳で一般財源の400万円というのは一体何なのかなという疑問を持ちましたが、その内容についての説明をお願いします。

以上5点です。

○議長（瀬川治男君）

1点目、高木副市長。

○副市長（高木 巧君）

それでは、12ページの市民税の個人分補正額4,236万円増額ということでございまして、先ほど議員もおっしゃられましたように、総務部長答弁も引き合いに出して御質問をいただいております。一般財源でございまして、ソフト事業、ハード事業、市の目指しますところのいろいろの事業の中で、ひもつきでないということから、私どもとしては、こういった市民の皆様方に御負担をいただく、そういう財源につきましては、先ほどもすべて私の答弁を質問の中に入れていただいておりますので、なかなか説明をさせていただくのが大変つろうございますが、いずれにしましてもそういう考え方で、また20年度の当初予算が骨格予算となつてございまして、その中で新規事業等々もいろいろとお願いをする方向になってございまして、そういうものに縛られない財源として有効に使わせていただきたいと、こういう姿勢で臨んでまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（瀬川治男君）

2点目、島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、2点目、3点目についてお答えをさせていただきます。

2点目でございますけれども、母子生活支援施設措置費等負担金でございますけれども、これは、DV（ドメスティック・バイオレンス）等に伴う措置費でございまして、年間1件分を当初予算で見えておりましたけれども、幸い年間の利用者はなく、この3月から1件の利用が発生したということによりまして、11ヵ月分を減額をさせていただくものであります。したがって、先ほど議員の御質問の中でありました、県内には5施設しかない、利用したいけれども利用できないのではないかとございまして、そういうことではございません。

それから二つ目でございますけれども、老人福祉費の負担金、補助及び交付金の減額657万4,000円でございますけれども、これにつきましては、社会福祉協議会に対する補助金でございますが、登録ヘルパー制導入に伴う人件費の削減と、それから介護報酬の増に伴う補助金の減ということでございます。登録ヘルパー制を導入することによって、正規のヘルパーが雇用できなくなるのではないかとございまして、社協の場合、登録ヘルパーとして何名か登録をしております。そして、必要なときに必要な時間だけ利用させていただく、その人に出ていただくということでございまして、これは合理的であるというふうに考えております。すべてヘルパーさんが、ず

うっと勤めたいけれども勤められないではなしに、その人その人によって勤めたいという時間がありまして、そこの中で行っておるといふこととございまして、合理的であるといふふうにご考慮しております。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

坪内市民環境部長。

○市民環境部長（坪内 博君）

4点目の温室効果ガスの排出量算定委託料でございますが、当初19年度で34万9,000円組ませていただきましたが、よく調べましたら、19年度のデータが3月までといふこととございまして、20年度の方で新年度の予算を組みますので減額させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

5点目、服部産業建設部長。

○産業建設部長（服部次男君）

うすずみ温泉の施設改修事業の減に伴う基金の繰り入れの減額といふことで、地域交流施設の整備基金の繰入金といふこととございまして。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

まず1点目について、あえて答えは求めませんが、先ほど申し上げたように、収入は一切ふえなくても税負担はふえるといふことで、正直言って、やっぱり市民の中には増税感といふのは結構あるんですね。だから、そういったものがある程度目に見える形で、市民に還元されてきたなといふふうになるといいなといふふうに思っています。そういうことも参考にしながら、お考えをいただければといふふうに思っております。2点目はわかりました。

といふことで、次は新年度の話になりますので、あすの委員会でお伺いすればいいわけですが、といふことでやめて、3点目ですが、今部長が答弁されたように、合理性があることについては私どもわかります。働く側についても、登録ヘルパーで自分の働ける時間に働くといふことで、そういう点でも両者にとって合理性はあると思います。でも、そのことが正規の職員の減につながって、登録ヘルパーでおおむね賄おうといふふうにとどんどん進行すると、やっぱり社会問題になっていくのではないかといふ危惧を持ったのでお伺いしたんですね。だから、一定の制約を設けながら、合理的に活用するといふことについては否定はしません。そのあたりは念頭に置きながら、また指導をしてほしいといふふうに思います。

4点目については、説明をそういうふうにも最初からしていただければそれだけなんですけれども、委託内容の見直しといふと、ちょっと違うふうにとりますので、今後、せつかく説明を加えられるのであれば、このような説明を的確にしてほしいといふふうに思います。

5点目ですけれども、観光費の方で、繰入金も財源内訳で400万円マイナスになっていて、一般

財源が400万円増ということで、プラス・マイナス・ゼロという形になっておりますけれども、この一般財源でマイナス400万円はわかるんですね、基金の繰入金、歳入の方でマイナスになっておりますので、一般財源分の400万円は何なのかなということをお伺いしたんですが。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

今の御質問につきまして、私どもから説明させていただきます。

うすずみ温泉の施設改修ということで当初3,000万円繰り入れを予定しております、400万円の削減といえますか、安く済んだということで、400万円基金の繰り入れを取りやめるといってございまして、今回の補正の中で一般財源へ振りかえするということで、この一般財源につきましては、今回の補正予算の中では市税ということで該当になるかと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

何でこれをお伺いしたかという、基金の繰り入れの中で、事業費の減と書いてあるでしょう、この概要の説明の中に。基金の繰り入れの400万円の減をした理由の中に、うすずみ温泉施設の改修事業費の減。事業費が減ったから、最初3,000万円と入れていたけれども、2,600万円で安く済んだから400万円の減額をしたというふうにとれる文書じゃないですか、これは。財源を違うところから持ってきたということであればそれでいいんですけども、事業そのものが減ったと書いてあるというふうには当然理解したので、そうすると矛盾が出てくるのではないかということも思ったんです。だから、今の総務部長の説明ですと、この文章の書き方がちょっと間違っているというふうには思わざるを得ないんですが、どうなのでしょう。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

先ほど申し上げましたように、うすずみ温泉の施設改修につきまして、財源として3,000万円、いわゆる事業費ということで計上しております、事業費が減少したことによって繰り入れが400万円必要なくなったということで減額するというで……。

〔発言する者あり〕

言われるのは、確かによくわかります。いわゆる表現が適切でないということでおっしゃることはよくわかりますので、内容はそういうようなことです。400万円のいわゆる基金の繰り入れの減額というのは、事業費が減少したということでございますので、充当はその分だけ減らすということで御理解いただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

一般財源分の400万円の増というのは、ほかのことに使うということではないわけですね。ほかのことに使うのであれば次の説明欄に出てくるはずですので、そういうふうに理解すればいいですか。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

はい。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 平成19年度本巢市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第15号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第14、議案第15号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

これについては1点です。

これは、きのう全協で高田議員が質問して答弁がありましたヘルスアップ事業の関係です。思い返しますと、ちょうど1年前も高田議員が全協で質問して、それをもとに私がここで質問したということがありまして、そのときの答弁をきょうも持っておりますけれども、去年も同じように減額して、そのときは事業の実施が8月にずれ込んだという説明がありまして、そのための減額だということでした。今回は、自分たちでできることは自分たちでやろうということで、保健師らが頑張った結果だという説明を受けまして、そのことについてはすばらしいことだというふうに思って感心をいたしました。

そのことをお聞きしながら改めて感じたことは、市にはいろんな事業、あるいは計画を委託します。そういった一つ一つについて、それぞれの部課において、これは自分たちでどこまでできるのか、自分たちでできることはやろうと。そうでない部分は委託に出そうというようなことを一つ一つ精査してやっていくことが必要ではないかということ、このヘルスアップ事業のきのうの答弁を聞いて思いました。だから、直接ヘルスアップ云々ということではありませんけれども、こういった経験をもとに、これからも委託については考え直しをしていく必要があるというふうに感じました。その点について、副市長さんの御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

高木副市長。

○副市長（高木 巧君）

それでは、たびたびの御指名をいただきましたので、お答えをさせていただきますが、おっしゃるとおり、やはり当初予算も含めまして、随所に委託料が出てきております。行政の専門家を育てるという意味合いからすれば、議員の御提案の部分もそうかとは思いますが、それぞれの行政の分野において、私どもが努力する以上のものを期待しながら、事業を進めさせていただくに当たって、外部の知識等々を活用するという事も出てまいります。ヘルスアップにつきましては保健師さんの範疇の事業でございますけれども、すべての事業を自分たちでやったのかどうかは定かではございませんが、おっしゃる部分の市の職員の努力によって委託料の削減、それが職員の能力の向上につながるという考え方もございますけれども、日夜の事業量の関係からしまして、どうしても外に出さなければならない、また専門家の意見を聞きたい、こういったものもございますので、基本的には、そういうお考えも私どもは取り入れていくべきだろうと。それが職員の資質の向上にもつながるであろうと、こう思いますので、承らせていただきまして、今後参考にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号 平成19年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第16号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第15、議案第16号 平成19年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 平成19年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第

2号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第17号 (質疑・討論・採決)

○議長 (瀬川治男君)

日程第16、議案第17号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算 (第3号) についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第17号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計補正予算 (第3号) については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第18号 (質疑・討論・採決)

○議長 (瀬川治男君)

日程第17、議案第18号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算 (第4号) についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第18号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第19号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第18、議案第19号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第19号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第19号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第20号（質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第19、議案第20号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 平成19年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第21号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第20、議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支所の総務企画委員会関係の予算及び他の委員会に属さない予算については総務企画委員会に、市民環境部、健康福祉部、教育委員会及び根尾総合支所の文教福祉委員会関係の予算については文教福祉委員会に、産業建設部、林政部、上下水道部及び根尾総合支所の産業建設委員会関係の予算については産業建設委員会に、以上、それぞれ所管の三つの委員会に協議をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号についてはそれぞれ所管の三つの委員会に協議を

お願いすることに決定いたしました。

日程第21 議案第22号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第21、議案第22号 平成20年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第23号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第22、議案第23号 平成20年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第24号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第23、議案第24号 平成20年度本巣市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第24、議案第25号 平成20年度本巣市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第25、議案第26号 平成20年度本巣市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第27号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第26、議案第27号 平成20年度本巣市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第28号（質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第27、議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日3月13日から20日までは休会とし、3月21日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので、御参集ください。

なお、本日各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してありますので、念のため各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は3月13日午前9時から本庁舎の3階第1委員会室で、文教福祉委員会は3月13日午後1時30分から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は3月14日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員